

損 保

第11章

損害保険業とアクチュアリー

2023年2月改訂

日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験(専門科目)を受験する方のための教材です。

各項目について見識のある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を取得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表すものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

テキスト部会(損保担当委員)

石黒 貴彦(個人会員)

大関 伸幸(あいおいニッセイ同和損害保険)

大友 貴人(三井住友海上火災保険)

片山 亮太郎(三井住友海上火災保険)

桑原 健太(損害保険ジャパン)

星野 吉孝(東京海上日動火災保険)

溝田 裕樹(東京海上日動火災保険)

安田 健造(損害保険ジャパン)

第11章 損害保険業とアクチュアリー

11.1 わが国における損保アクチュアリーの誕生	11-1
11.2 損保アクチュアリーの役割	11-2
11.3 所属部門別のアクチュアリーの役割	11-4
11.4 損害保険会社の保険計理人	11-10
11.4.1 保険計理人の選任および関与事項	11-11
11.4.2 保険計理人の資格要件	11-15
11.4.3 保険計理人の職務	11-17
11.4.4 保険計理人の解任	11-19
11.4.5 損保計理人の確認業務	11-20
11.4.6 損保計理人の関与業務	11-50

11.1 わが国における損保アクチュアリーの誕生

わが国における損保アクチュアリーの歴史は生保に比べると浅く、その誕生は昭和45年ごろである。誕生の直接の契機は、第20回国際アクチュアリー会議が昭和51年に東京で開催されることが決定したことではあるが、昭和43年に満期返れい金付きの積立保険「長期総合保険」が損保で発売され、保険数理が重要視されるようになり、保険数理の専門家であるアクチュアリーが必要とされるようになったことも、損保アクチュアリー誕生の背景として挙げることができる。

当時の損保アクチュアリーは、まず欧米諸外国におけるアクチュアリー学やアクチュアリー業務について、調査・研究を行い、損保アクチュアリーの職能を把握することに精励した。また、欧米諸外国の著名なアクチュアリーを招請し、リスクセオリー、タリフセオリー等のアクチュアリー理論に関する講演会を開くことにより、アクチュアリーの啓蒙に努める一方、損保各社も理工系出身者を採用し、アクチュアリーとしての育成を推進した。

その後、損保アクチュアリーは、第20回国際アクチュアリー会議（東京）への参加、あるいは同会議後に設置された保険数理委員会での研究活動等を通じて、アクチュアリー学を深めるとともに、習得したノウハウを各種数理業務に活用し、数々の問題を保険数理の専門家という立場で解決にあたってきている。

長期総合保険以後に続々と発売された積立ファミリー交通傷害保険を始めとする各種積立保険、ならびに超長期の保険期間を有する介護費用保険や年金払積立傷害保険の開発・管理、あるいは各種保険の料率・責任準備金の算定など、損保アクチュアリーの果たしてきた役割には大きいものがあった。

11.2 損保アクチュアリーへの役割

損害保険業に対する社会的要請や行政の動き、もしくは国際化の動向等に応じて、損保アクチュアリーへの果たすべき役割は、損害保険業のあらゆる分野にわたり、多種多様なものとなっている。その主要なものとして、次のようなものが挙げられる。

- 営業・損害・事業費に係る統計の作成・分析
- 保険料率の算出と検証
- 未払保険金の統計的評価
- 責任準備金算出方式の開発と実際の積み立て
- 契約者配当金の算出
- 商品の開発・設計
- 引受契約の選択・制限
- 再保険スキームに関する企画・立案ならびに再保険料率の分析
- 長期性保険を含む各種商品の収支分析・管理
- 営業予算と成績評価基準の作成
- 特別研修生の給与基準の作成
- 関連事業の運営や新規事業投資に関する分析
- 資産運用計画の方針決定
- 商品政策・商品計画を含む経営計画の策定
- リスク管理に係る手法の分析と実際の管理
- 内部監査の企画・実施

損保アクチュアリーは、損害保険会社あるいは損害保険料率算出機構を始めとした業界関連団体に所属し、業務、経理、資産運用、システム、リスク管理、

経営企画、損害調査等の各部門で、上記のような業務を遂行し、その職責を果たしている。また、近時では監査法人やコンサルティング会社において類似業務を行う例も増えてきている。

11.3 所属部門別のアクチュアリー役割

(1) 損害保険料率算出機構におけるアクチュアリー

損害保険料率算出機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された団体であり、基準料率および参考純率を算出している。この料率(基準料率および参考純率)は、同法で規定されているとおり、「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない。(第8条)」とされている。

そのために、精度の高い保険統計に基づくリスクの分析が必要であり、料率は可能な限りリスクの実態に見合ったものでなければならない。また、損害に影響を及ぼす社会・経済変動あるいは巨大損害について十分な分析を行ったうえで、将来予測値としての料率を算定することが必要である。

その際、各リスクの実態を可能な限り反映した料率表の作成(料率の合理的細分化)が強く求められており、このためにはきめ細やかな統計表に基づき、タリフ作成に関するアクチュアリアルな理論によった料率の算定が必要となる。

たとえば賠償責任を担保する自動車保険にあつては、保険事故の発生から保険金支払まで長期間を要するもの、あるいは保険事故が発生しているが保険会社への報告がないもの(IBNR)があるため、未払保険金のより適正な評価が料率算定上必要となる。

(2) 保険会社におけるアクチュアリー

損害保険会社において、アクチュアリーが比較的多く配属されている部門でのアクチュアリー業務について、以下説明する。

① 業務部門

イ. 商品の収支分析・事業計画の策定

収入保険料・支払保険金・事業費に係る統計の作成・分析を通して、将来の事業収支の予測を行い、これを基に(企画部門等で)営業予算、成績評価基準等の営業計画が策定される。

また、長期火災保険や長期医療保険のように、長期の保険期間を有する商品の契約も一定あるため、これら商品に関する収支分析はリスク管理上も重要となっている。

これらの商品は、死亡率、市場金利あるいは経済状況等の要因の変動により、その収益が影響を受けるので、これらの変動要因を組み込んだシミュレーションモデルによる収支分析やリスク分析などを通じて、保有契約および新規契約に及ぼす影響を常に的確に把握しておくことが必要であり、これにより契約引受の方針変更、事業の効率化あるいは料率改定等への適切かつ迅速な対応が可能となる。

ロ. 商品の開発

市場の調査・分析を通しての、消費者ニーズにあった新商品の開発(とくにこれに伴う統計業務・料率算定業務)を行う。

新商品の開発時には、既存の保険統計が不足しているため、一般統計を用いることとなり、様々な角度から分析を行い、慎重を期さねばならない。一方、既存商品については、保険集団の実態に即した料率への変更が随時できるよう、常に料率の水準・体系に関する妥当性を検証しておく必要がある。

ハ. 損害統計の分析

保険契約の引受けに際して、適用料率に比較して危険度の高いリスクについては、保険金額・担保範囲等を制限する慎重な引受けや引受けの謝絶、あるいは割増保険料の付加が必要である。このようにアンダーライティングを適切に行うためには、保険集団を適当な危険標識によって合理的に分類し、各小集団の事故率・損害率に関する統計を基に、当該小集団の採算性について分析をすることが重要である。

ニ. 巨大リスクのアンダーライティング

事故発生率はきわめて低いが、発生した場合に損害額が巨大となるようなリスクの引受けにあたっては、再保険手配や会社の引受能力等総合的な判断の下に引受けの可否ならびに引受金額を決めることとなるが、このようなリスクについては、過去の事故データが乏しいため、損害保険データはもとより一般データを基に工学的・数理統計的な手法によりリスク評価を行い、より適切な保険料率・補償条件および保険金額を決定しなければならない。

ホ. 再保険政策の策定

巨大損害の発生あるいは事故率・保険金単価の異常な上昇によって、会社経営が不安定となることを避けるために、再保険処理が必要であるが、その際、リスクの実態・会社の支払能力に合った再保険形態、および出再額を最適に決定しなければならず、また再保険料率の評価も合理的に行われなければならない。

② 経理部門

当該部門でのアクチュアリー業務の中心は、責任準備金(普通責任準備金、異常危険準備金、払戻積立金、および契約者配当準備金等)の分析・評価、支払備金(IBNRを含む)の評価、契約者配当金の算出ならびに前記異常危険準備金を含む支払能力の評価等である。

イ. 責任準備金の分析・評価

責任準備金は、次事業年度以降に発生が予想される保険金、事業費、満期返れい金、契約者配当金等の支払に備えて積み立てられるものであり、積立額と実際の支出との間に生じる過不足ができる限り小さいことが望ましい。したがって、これら各項目の将来の支払額と実際の積立額との差に関する精度の高い推計が必要であり、場合によっては業務部門との連携により、料率改定や引受制限などの措置を求めることも必要となる。

とくに長期の保険にあつては、保険料率の構成要素である損害率・社費率・

利率等の基礎率が時の経過とともに変化するため、これら各要素の将来動向に関する、より精緻な分析に基づいた将来予測が必要不可欠である。

ロ. 異常危険準備金の分析・評価

巨大損害の発生や事故率・保険金単価の異常な上昇により、年間の総損害額が予定損害額を大幅に上回り、収支に大きな影響を与えたり、場合によっては会社の経営破綻を来たすようなこともあり得るが、このような状況に備えて積み立てられる準備金が異常危険準備金である。この異常危険準備金はまた、ソルベンシー・マージンの主要な項目の一つとして位置付けられるものでもある。

このように本準備金は、会社経営を安定化し健全な運営を行うためにきわめて重要であるので、その水準および積立て・取崩しに関する基準について、巨大損害発生の可能性、保険集団のリスク構造、会社の支払能力等様々な角度から検討を加え、本準備金の機能を一層高めることが必要である。

ハ. 契約者配当金の算出

積立保険においては、積立保険料が予定利率を超えて運用された場合に、その超過部分について、契約者配当金として契約者に還元することとなっているので、積立資産の運用成果を契約者間の公平性を維持しつつ妥当な水準で契約者に配当できるように、契約者配当金を算出する必要がある。

③ 資産運用部門

長期の保険に係る長期性資産の運用は、長期間にわたって安全かつ有利に行われなければならない。また、大規模自然災害の発生時に迅速に保険金を支払うために平時から流動性資産を一定保有しておくことや、金利リスクや為替リスク等をコントロールするALM¹も、保険会社の重要な業務となってい

¹ ALM(Asset Liability Management)とは、資産と負債を総合的に管理することであ

る。

また、様々な数理的手法を活用したアセット・アロケーションやデリバティブの活用などもアクチュアリー業務として期待されている。

④ システム部門

長期の保険を始めとして数理の重要性の高い商品があることや、主力保険分野での料率・商品の多様化が日増しに進んでいる現状にあっては、このような商品に係るシステムの設計あるいは契約データの蓄積・管理・分析方法等において、数理に相当程度精通していることが必要であり、当該部門におけるアクチュアリーのニーズは高いものがある。

⑤ リスク管理部門

リスク管理は、一般の企業においても不確実性の下で企業価値向上を図るために不可欠なプロセスとして、企業活動の中で重要な位置を占めている。

損害保険会社では、これに加えて国民経済における保障機能の安定的発揮という社会的使命を果たすために、保険契約者等の利益の保護に努めることが求められるため、十分な水準の支払能力を保持しつつ事業の健全性を維持することが、収益機会追及の前提条件となっている。

したがって、損害保険会社には、業務として引き受けたリスクのみでなく、事業活動に伴うリスク全般を対象とした高度で効果的なリスク管理プロセスが求められるため、保険引受リスクや資産運用リスクの分析・コントロール等の分野で活躍してきたアクチュアリーが、その専門的知識・能力・経験を生かして、事業活動全般のリスク管理の業務で活躍している。

⑥ 内部監査部門

り、リスクと収益を適切にコントロールすることによって、保険会社としての健全な経営を維持していくための管理手法である(詳細は第8章を参照)。

保険会社の健全な経営、適切な事業運営を維持することによって、契約者あるいは社会全体から信頼を受け、その使命を確実に果たしていくうえで、内部監査部門に求められている役割には、非常に大きなものがある。

ただし、保険事業の高度化・専門化、あるいは保険事業の運営・保険会社の経営におけるリスク管理プロセスが高度化・複雑化しつつある現状にあって、内部監査機能を十分に発揮するためには、被監査部門と同等あるいはそれ以上の専門的知識を備えておくことが必須となっている。そのため、保険会社においては、内部監査部門にも保険数理に精通した人材を置くよう求められている。

11.4 損害保険会社の保険計理人

平成8年4月の保険業法および関係法令の改正に伴い、それまでは生命保険会社にのみ義務付けられていた保険計理人の選任が、損害保険会社にも適用されることとなった。

損害保険会社に保険計理人制度が導入された背景としては、積立保険や介護費用保険の発売により、長期性負債が増大し、責任準備金の積立水準や契約者配当率の決定が損害保険会社の経営のみならず、契約者ひいては株主の利益にも多大な影響を及ぼすようになったことが挙げられる。

損害保険会社における保険計理人制度は、責任準備金や契約者配当の適正性・衡平性の確認を保険計理人が行い、作成した意見書を取締役に提出することを義務づける制度としてスタートした。したがって、保険計理人の選任が義務づけられた損害保険会社は、次の二つのいずれかを取り扱う会社に限られていた。

- ① 契約者配当を行うことまたは社員に対する剰余金の分配をすることを約した契約
- ② 介護を要する状態となった場合の介護を受けるための費用を対象とする保険契約その他長期の保険契約であって、保険料および責任準備金の算出に際して保険数理の知識および経験を要するもの

また、アクチュアリーとの関係でいえば、保険計理人の資格要件の一つとして、公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であることが法令上で明確に定められたことが挙げられる。

保険計理人に選任されたアクチュアリーに求められるのは、会社利益の追求等ではなく、保険業の社会性・公共性を深く認識した健全な事業運営を通じて

契約者保護を確保することである。

その後、平成18年5月の保険業法施行規則等の改正により、ほとんどの損害保険会社において保険計理人を選任することが義務づけられるとともに、損害保険会社の保険計理人が行うべき職務の範囲も大幅に拡大され、保険計理人に求められる役割はますます重くなっている。

以下に、損害保険会社における保険計理人制度の概要について述べる。

11.4.1 保険計理人の選任および関与事項

現行保険業法では、保険計理人の選任について、以下のとおり定められている。

保険業法

(保険計理人の選任等)

第120条 保険会社(生命保険会社及び内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社に限る。第3項及び第122条において同じ。)は、取締役会において保険計理人を選任し、保険料の算出方法その他の事項に係る保険数理に関する事項として内閣府令で定めるものに関与させなければならない。

2 (略)

3 保険会社は、保険計理人を選任したとき、又は保険計理人が退任したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

※ 外国保険会社等については、第199条で準用している。

保険業法施行規則

(保険計理人の選任を要する損害保険会社)

第76条 法第120条第1項に規定する内閣府令で定める要件に該当する損害保険会社は、次の各号に掲げる保険契約のみを引き受ける損害保険会社を除くすべての損害保険会社とする。

一 自動車損害賠償保障法第5条(責任保険又は責任共済の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約

二 地震保険に関する法律第2条第2項(定義)に規定する地震保険契約

※ 外国保険会社等については、第155条に同様の規定がある。

(保険計理人の選任及び退任の届出)

第79条 保険会社は、保険計理人を選任したときは、遅滞なく、届出書に当該保険計理人の履歴書及び当該保険計理人が前条に規定する要件に該当することを証する書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

2 (略)

3 保険会社は、保険計理人が二人以上となる場合は、前2項に規定する書類のほか、各保険計理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書面を添付しなければならない。

※ 外国保険会社等については、第160条で準用している。

また、保険業法第120条第1項に規定する保険計理人が関与すべき「保険数理に関する事項」については、保険業法施行規則第77条に規定されている。

保険業法施行規則

(保険計理人の関与事項)

第77条 法第120条第1項に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次に掲げるものに係る保険数理に関する事項とし、損害保険会社にあつては、前条各号に掲げる保険契約を除く保険契約について次の第1号から第4号まで、第6号及び第9号に掲げるものに係る保険数理に関する事項とする。

一 保険料の算出方法

二 責任準備金の算出方法

三 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に係る算出方法

四 契約者価額の算出方法

五 未収保険料の算出

六 支払備金の算出

七 保険募集に関する計画

八 生命保険募集人の給与等に関する規定の作成

九 その他保険計理人がその職務を行うに際し必要な事項

※ 外国保険会社等については、第156条に同様の規定がある。

なお、保険計理人が関与すべき事項のうち、第4号の契約者価額の算出方法と第6号の支払備金の算出の2項目については、平成13年に追加されたものである。

また、上記に加えて、保険計理人は、会社が第三分野保険に関する認可の申請を行うに先立って、提出書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることを確認し、その結果を記載した意見書を作成しなければならないことになっている。具体的な条文は、以下のとおりである。

保険業法

(免許申請手続)

第4条 前条第1項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。(以下略)

2 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

- 一 定款
- 二 事業方法書
- 三 普通保険約款
- 四 保険料及び責任準備金の算出方法書

保険業法施行規則

(免許申請書の添付書類)

第6条 法第4条第2項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～十一 (略)

十二 当該免許申請に係る保険が第三分野保険(法第3条第4項第2号若しくは第5

項第2号に掲げる保険(以下この号において「第三分野の元受保険」という。)又は同条第5項第1号に掲げる保険のうち第三分野の元受保険に係る再保険であつて、元受保険契約(保険契約のうち再保険契約以外のものをいう。第33条第3項第1号及び第3号、第227条の2第3項第12号並びに第234条の21の2第1項第10号において同じ。)に係る全ての保険責任が移転され、かつ、当該保険責任の全部に相当する責任準備金が積み立てられるものをいう。以下同じ。)の保険契約(保険期間が1年以下の保険契約(当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。)及び第212条第1項第5号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約を除く。以下この条、第11条第7号、第53条第1項第2号、第118条第1項第6号、第179条第1項第7号、第227条の2第3項第11号、第234条の21の2第1項第9号及び第243条において同じ。)を含む場合にあっては、当該第三分野保険の保険契約に関する法第4条第2項第4号に掲げる書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十三(略)

(認可等の申請)

第243条 法第99条第7項並びに法第123条第1項(法第207条において準用する場合を含む。)並びに法第225条第1項の規定により提出される認可申請書、法第236条第1項第2号及び法第273条第1項第5号の規定により提出される承認申請書並びに法第123条第2項(法第207条において準用する場合を含む。)及び法第225条第2項の規定により提出される届出書には、理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類(法第4条第2項第4号、法第187条第3項第4号又は法第220条第3項第4号に掲げる書類に記載した事項(第三分野保険の保険契約に関するものに限る。)を変更しようとするときは、当該書類の記載事項が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人(外国保険会社等の場合にあっては当該外国保険会社等の日本における保険計理人、免許特定法人の場合にあっては当該免許特定法人の日本における保険計理人)が確認した結果を記載した意見書を含む。)を添付しなければならない。

11.4.2 保険計理人の資格要件

保険業法および同施行規則において、保険計理人の資格要件の一つとして、公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であることを定めている。具体的な条文は、以下のとおりである。

保険業法

(保険計理人の選任等)

第120条 (略)

2 保険計理人は、保険数理に関して必要な知識及び経験を有する者として内閣府令で定める要件に該当する者でなければならない。

3 (略)

※ 外国保険会社等については、第199条で準用している。

保険業法施行規則

(保険計理人の要件に該当する者)

第78条 法第120条第2項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 一 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、生命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に5年以上従事した者
- 二 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に7年以上従事した者(生命保険会社及び外国生命保険会社等の保険数理に関する業務に3年以上従事した者に限り、前号に掲げる者を除く。)

2 法第120条第2項に規定する内閣府令で定める要件に該当する者は、損害保険会社にあつては、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

- 一 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務に5年以上従事した者
- 二 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員であり、かつ、保険数理に関する業務に7年以上従事した者(損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数

理に関する業務に3年以上従事した者に限り、前号に掲げる者を除く。)

※ 外国保険会社等については、第157条に同様の規定がある。

なお、保険計理人の資格要件のうち職務歴については、「損害保険会社及び外国損害保険会社等の保険数理に関する業務」という表現となっており、保険計理人が担当する損害保険会社内で保険数理に関する業務に従事している、あるいは従事していたことを必ずしも求めるものではない。したがって、損害保険会社の中には、社内に保険計理人を置かずに、外部のアクチュアリー・ファームに保険計理人を委託している場合もある。

また、保険計理人の資格要件の一つとして公益社団法人日本アクチュアリー会の会員資格が法令上明記されているが、この法令上の根拠については、保険業法第122条の2で整理されている。

保険業法

(指定等)

第122条の2 内閣総理大臣は、一般社団法人であつて、次項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

一 業務を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

二 前号に定めるもののほか、業務を公正かつ適確に実施することができるものであること。

2 前項の規定により指定された法人(以下この条において「指定法人」という。)は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 保険数理の専門的知識及び技能を有する者の養成及び研修を行うこと。

二 保険数理に関し、必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、又は情報の提供を行うこと。

三 第116条第2項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準その他の保険数理に関する事項に係る業務であつて、内閣総理大臣から委託を受

けたものを行うこと。

四 前3号に掲げる業務に附帯する業務

- 3 内閣総理大臣は、前項に規定する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 4 内閣総理大臣は、第2項に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定法人に対し同項に規定する業務若しくは財産に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入らせ、同項に規定する業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 内閣総理大臣は、指定法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の指定(第2号及び次項において「指定」という。)を取り消すことができる。
 - 一 第2項に規定する業務を公正かつ適確に実施することができないと認められるとき。
 - 二 指定に関し不正の行為があったとき。
 - 三 第3項の規定による命令に違反したとき。
- 6 前各項に定めるもののほか、指定の手續その他指定法人に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

ちなみに、公益社団法人日本アクチュアリー会は、上記規定による「指定法人」として平成12年に指定を受けている。

11.4.3 保険計理人の職務

保険業法第121条および同法施行規則第79条の2では、損害保険会社の保険計理人(以下「損保計理人」という。)の職務として次表に記載した事項を確認したうえで、意見書を取締役会に提出するとともに、その写しを内閣総理大臣に提出することを義務づけている。保険計理人が確認しなければならない職務(確認事項)の基準や手続き等については、後述する。

損保計理人の確認事項(法121条第1項、規則79条の2)

- | |
|--|
| ① (家計地震保険および自賠責保険を除く) 責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか |
| ② 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか |
| ③ 財産の状況に関する事項として次に掲げるもの
・ 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難かどうか
・ 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか |
| ④ (家計地震保険および自賠責保険を除く) IBNR備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか |

なお、この確認事項のほかに、保険計理人が関与しなければならない職務(関与事項)が定められていることは、前述のとおりである。

保険業法

(保険計理人の職務)

第121条 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる事項について、内閣府令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を取締役に提出しなければならない。

- 一 内閣府令で定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。
- 二 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ衡平に行われているかどうか。
- 三 その他内閣府令で定める事項

2 保険計理人は、前項の意見書を取締役に提出した後、遅滞なく、その写しを内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 3 内閣総理大臣は、保険計理人に対し、前項の意見書の写しについてその説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、第1項の意見書に関し必要な事項は、内閣府令で定める。
- ※ 外国保険会社等については、第199条で準用している。

保険業法施行規則

(保険計理人の確認事項)

第79条の2 法121条第1項第3号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次の第1号に掲げる事項とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる事項とする。

一 財産の状況に関する事項として次のイ及びロに掲げるもの

イ 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

ロ 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

二 第76条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金(第73条第1項第2号に掲げる金額に限る。)が、健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。

※ 外国保険会社等については、第157条の2に同様の規定がある。

11.4.4 保険計理人の解任

保険計理人は、保険業法第120条第1項の規定に該当する保険会社の取締役会が選任することになっているが、保険計理人の解任に関しては、金融庁長官が当該保険会社に対して解任を命じることが可能な規定となっている。具体的な条文は、以下のとおりである。

保険業法

(保険計理人の解任)

第122条 内閣総理大臣は、保険計理人が、この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分違反したときは、当該保険会社に対し、その解任を命ずることができる。

※ 外国保険会社等については、第199条で準用している。

なお、保険計理人が退任した場合については、遅滞なく金融庁長官に届け出ることになっている。

保険業法施行規則

(保険計理人の選任及び退任の届出)

第79条 (略)

2 保険会社は、保険計理人が退任したときは、遅滞なく、届出書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

3 (略)

※ 外国保険会社等については、第160条で準用している。

11.4.5 損保計理人の確認業務

上述のように、損保計理人が行うべき確認事項については、保険業法および同施行規則に定められており、その確認を行う際の基準については、施行規則および告示で次のように定められている。

保険業法施行規則

(保険計理人の確認業務)

第80条 保険計理人は、毎決算期において、法第121条第1項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

- 一 責任準備金が第69条又は第70条に規定するところにより適正に積み立てられていること。

- 二 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が第30条の2又は第62条に規定するところにより適正に行われていること。
- 三 将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれること。
- 四 保険金等の支払能力の充実の状況について、法第130条並びに第86条及び第87条の規定に照らして適正であること。
- 五 損害保険会社にあつては、第76条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金(第73条第1項第2号に掲げる金額に限る。)が、第73条に規定するところにより、適正に積み立てられていること。

※ 外国保険会社等については、第158条に同様の規定がある。

保険業法施行規則第80条及び第158条の規定に基づき、金融庁長官が定める基準を定める件(平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号)

(金融庁長官が定める基準)

第2条 規則第80条及び第158条に規定する金融庁長官が定める基準とは、第4条及び別表で定める基準のほか、保険業法(平成7年法律第105号。以下「法」という。)第122条の2第1項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が認定した基準(以下「認定基準」という。)とする。

※ 第4条および別表は、第三分野保険の負債十分性テストに関する規定(後出)。

平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号の第2条で規定されている「保険業法第122条の2第1項の規定により指定された法人が作成し、金融庁長官が認定した基準」とは、指定法人として認められた公益社団法人日本アクチュアリー会が作成し、金融庁長官の認定を受けた実務基準であり、具体的には「生命保険会社の保険計理人の実務基準」および「損害保険会社の保険計理人の実務基準」が該当する。

保険計理人の実務基準は、保険業法第121条に規定されている、保険計理

人が確認すべき職務を遂行する場合の標準的な基準を、日本アクチュアリー会が示したものである。ただ、基準とはいうものの、この実務基準は各保険計理人の自由な判断を制限するものではなく、各保険計理人の判断によって実務基準によらない方法で職務を遂行することもできるとされている。ただし、その場合には、意見書にその旨を記載するとともに、附属報告書に代わりの方法の正当性を記載することが求められている。

なお、実務基準については、日本アクチュアリー会のホームページ (<https://www.actuaries.jp>) を通じて公開されている。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第1条(実務基準)

- 1 この「損害保険会社の保険計理人の実務基準」(以下「実務基準」という。)は、保険業法(以下「法」という。)第120条第1項の規定により損害保険会社において選任された保険計理人が、次条の職務を遂行する場合の実務の標準的な基準を、公益社団法人日本アクチュアリー会が示したものである。
 - 2 この実務基準は、平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定める基準として、金融庁長官の認定を受けた基準である。
 - 3 保険計理人が必要と判断する場合には、実務基準によらない方法に基づき、職務を遂行することができる。ただし、その場合は、意見書にその旨を記載するとともに、附属報告書において、その方法の正当性を示さなければならない。
- ※ 「生命保険会社の保険計理人の実務基準」第1条(実務基準)においても、同じ内容が規定されている。

保険業法第121条により、保険計理人が確認業務として行った結果については、意見書に記載のうえ、取締役会に提出しその写しを内閣総理大臣に提出することになっていることは前述のとおりであるが、意見書に記載すべき内容および確認の方法やその他確認の基礎とした事項等附属報告書に記載すべき内容については、同施行規則第82条および実務基準において規定されてい

る。

保険業法施行規則

(保険計理人意見書)

第82条 保険計理人は、計算書類を承認する取締役会に、次に掲げる事項を記載した意見書を提出しなければならない。

- 一 保険会社の商号又は名称及び保険計理人の氏名
 - 二 提出年月日
 - 三 前条に定める保険契約に係る責任準備金の積立てに関する事項
 - 四 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配に関する事項
 - 五 第64条第1項の契約者配当準備金又は第30条の5第1項第1号の社員配当準備金への繰入れに関する事項
 - 六 第79条の2の規定に基づく確認に関する事項
 - 七 第3号から第6号までに掲げる事項に対する保険計理人の意見
- 2 保険計理人は、法第121条第1項の規定により意見書を取締役に提出するとき、及び同条第2項の規定により意見書の写しを金融庁長官に提出するときは、同条第1項各号に掲げる事項の確認の方法その他確認の基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。
- 3 保険計理人は、第1項の規定にかかわらず、監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の指定した監査委員)又は会計監査人に対し、同項第3号から第7号までに掲げる事項の内容を通知することができる。

※ 外国保険会社等については、第160条で準用している。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第6章 意見書等の記載事項

第35条(総論)

1. 意見書には、規則第82条第1項に定めるところにより、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 保険会社の商号または名称および保険計理人の氏名

- ② 提出年月日
 - ③ 規則第81条に定める保険契約に係る責任準備金の積立に関する事項
 - ④ 契約者配当に関する事項
 - ⑤ 規則第64条第1項の契約者配当準備金への繰入に関する事項
 - ⑥ 規則第79条の2の規定に基づく確認に関する事項
 - ⑦ 前4号に対する保険計理人の意見
2. 保険計理人の意見が前提としている仮定が著しく変化した場合、保険計理人は、記載内容について責任をとり得ない旨、意見書に記載しなければならない。
3. データの不足などにより十分な分析ができなかった場合には、保険計理人は、一定の制約のもとで意見を作成した旨、意見書に記載しなければならない。
- ※ 本条に続く第36条から第39条において、各確認事項に関する意見書記載事項および附属報告書記載事項が規定されている(後出)。

上記保険業法施行規則第82条第1項では、保険計理人の意見書を取締役に提出する時期を、決算書類を承認する取締役会と定めている。一方、同条第3項では、取締役会に提出する意見書のうち保険計理人が確認した内容に係る部分については、計算書類を承認する取締役会の前に、監査役または会計監査人にその内容を通知することができる規定となっている。なお、実務基準においては、監査役および会計監査人に監査を受けるべき計算書類が提出された後に、保険計理人は遅滞なく監査役および会計監査人に、その内容を通知しなければならない旨が定められている。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第3条(意見書の取締役会への提出等)

1. ～3. (略)
4. 保険計理人は、監査役(監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会。以下同じ。)および会計監査人へ監査を受けるべき計算書類が提出された後、意見書および附属報告書の内容が確定した後遅滞なく、監査役および会計監査人に対し、意見書および附属報告書の内容

を通知しなければならない。

※ 「生命保険会社の保険計理人の実務基準」第5条の2(意見書の会計監査人等への提出)においても、ほぼ同じ内容が規定されている。

(1) 責任準備金に関する確認

前述のとおり、保険業法第121条第1項第1号に規定されている「・・・責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。」を確認する際の基準として、同法施行規則第80条第1号において「責任準備金が第69条または第70条に規定されているところにより適正に積み立てられていること」が規定されている。なお、責任準備金に関する確認の対象となる保険契約については、次のように定められている。

保険業法施行規則

(責任準備金に関して確認の対象となる契約)

第81条 法第121条第1項第1号に規定する内閣府令で定める保険契約は、生命保険会社にあつては、当該生命保険会社が引き受けているすべての保険契約、損害保険会社にあつては、第76条各号に掲げる保険契約を除くすべての保険契約とする。

※ 外国保険会社等については、第159条に同様の規定がある。

責任準備金に関して損保計理人が行うべき確認の内容としては、実務基準に次のように定められている。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第9条(確認の内容)

1. 保険計理人は、法第121条第1項第1号の規定に基づき、規則第81条に定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを確認しなければならない。
2. 前項の確認は、規則第80条の規定に基づき、次の各号に定める基準により行わな

なければならない。

- ① 基準年度の責任準備金が、規則第70条第1項、第2項および第4項に規定するところにより、適正に積み立てられていること。
 - ② 第11条に従って、法第121条第1項第1号の確認に関する将来収支分析(以下「1号収支分析」という。)を行い、基準年度の責任準備金が、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められない水準であること。
3. 1号収支分析の対象となる責任準備金は、規則第70条第3項に基づき、普通責任準備金および払戻積立金とする。ただし、次の各号に掲げる保険契約の責任準備金については、対象外とすることができる。

- ① 保険約款において、保険会社が責任準備金および保険料の計算の基礎となる係数(平成13年7月1日または平成13年4月1日以降保険期間が開始する保険契約については、責任準備金および保険料の計算の基礎となる予定利率)を変更できる旨を約してある保険契約
- ② 法第116条第2項に規定する責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることが適当でない保険契約のうち、平成13年金融庁告示第24号第3号に掲げるもの

※ 「基準年度」は、確認を行う事業年度末が含まれる事業年度を意味する。

第10条(確認の手続き)

1. 前条第2項第1号の確認は、次の各号のとおり行わなければならない。

- ① 基準年度の責任準備金が、普通責任準備金、異常危険準備金、危険準備金、払戻積立金および契約者配当準備金の区分に応じて、法第4条第2項第4号の保険料及び責任準備金の算出方法書(以下「算出方法書」という。)に記載された方法に従って計算され、積み立てられていること。
- ② 普通責任準備金(保険料積立金に限る。)および払戻積立金については、以下のとおり積み立てられていること。
 - イ. 法第116条第2項に規定する責任準備金(以下「標準責任準備金」という。)の適用対象となる保険契約のうち、金融庁長官の認可に基づき標準責任準備金に従うこととしている保険契約については、積み立てられた責任準備金が標準責任準備金を下回っていないこと。

ロ. イに掲げる以外の保険契約については、金融庁長官への届出または金融庁

長官の認可(以下「金融庁長官の認可等」という。)に基づく責任準備金を下回っていないこと。

- ③ 危険準備金については、予定利率リスクに備える危険準備金Ⅱと第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金Ⅳに区分して積み立てられていること。
2. 前項第2号ロに該当する保険契約のうち、規則第70条第2項第4号の規定により標準責任準備金を積み立てないこととした保険契約については、基準日における責任準備金と標準責任準備金との差額その他について確認しなければならない。
3. 前2項の標準責任準備金は、平成8年大蔵省告示第48号(次項において「告示」という。)に基づき計算した責任準備金とする。
4. 標準責任準備金の計算に用いる将来の保険料については、原則として、その保険契約の営業保険料と、告示に定める予定死亡率(標準死亡率)および予定利率(標準利率。以下「標準利率」という。)を用いて計算した平準純保険料のいずれか小さい方とする。
5. 保険計理人は、再保険に係る責任準備金の不積立(再保険控除)については、規則第71条に従って適正に計算され、保険金などの支払能力が確保されていることを確認しなければならない。

保険業法施行規則第80条第1号ならびに上記実務基準第9条第2項に規定されている施行規則第70条の具体的な条文は、次のとおりである。なお、実務基準第9条第2項第1号に定められている基準により行う確認を「適正性の確認」、同第2号に定められている基準により行う確認を「水準の確認」と呼んでいる。このうち、水準の確認については、施行規則第70条第3項に定められている規定を根拠として行うものとなっている。

保険業法施行規則

(損害保険会社の責任準備金)

第70条 損害保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第5条(責任保険の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保

険の契約及び地震保険に関する法律第2条第2項(定義)に規定する地震保険契約に係る責任準備金(第4項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。)の積立てについては、この限りでない。

- 一 普通責任準備金 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額。ただし、当該事業年度における収入保険料(第3号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。)の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金(法第117条第1項の支払備金をいう。以下この章において同じ。)(第72条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等を除く。)及び当該事業年度の事業費を控除した金額を下回ってはならない。
 - イ 保険料積立金 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額(第3号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。)
 - ロ 未経過保険料 収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額(収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類として金融庁長官が定めるものにあつては、金融庁長官が別に定めるところにより計算した金額)
 - 二 異常危険準備金 異常災害による損害のてん補に充てるため、収入保険料を基礎として計算した金額(収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類として金融庁長官が定めるものにあつては、金融庁長官が別に定めるところにより計算した金額)
 - 二の二 危険準備金 保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額
 - 三 払戻積立金 保険料又は保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益の全部又は一部の金額の払戻しを約した保険契約における当該払戻しに充てる金額
 - 四 契約者配当準備金等 第64条第1項の契約者配当準備金の額及びこれに準ずるもの
- 2 前項第1号の普通責任準備金(同号イの保険料積立金(以下この項において単に「保険料積立金」という。))に係る金額に限る。次項において単に「普通責任準備

金」という。)及び前項第3号の払戻積立金(以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。)は、次の各号に定めるところにより積み立てることとする。

- 一 第68条第2項及び第3項に規定する保険契約に係る保険料積立金及び払戻積立金については、法第116条第2項の規定に基づき金融庁長官の定めるところにより計算した金額を下回ることができない。
 - 二 第68条第2項及び第3項に規定する保険契約以外の保険契約(法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約(保険契約の内容が同号に掲げる保険とそれ以外の保険との組み合わせによる場合にあっては、同号に掲げる保険の部分に係る保険契約)及び特別勘定を設けた保険契約を除く。第4号において同じ。)に係る保険料積立金については、平準純保険料式により計算した金額を下回ることができない。
 - 三 第68条第2項及び第3項に規定する保険契約以外の保険契約のうち特別勘定を設けた保険契約に係る払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。
 - 四 損害保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、第68条第2項及び第3項に規定する保険契約(特別勘定を設けた保険契約であって、保険金等の額を最低保証している保険契約を除く。)については、第1号の規定を適用せず、同条第2項及び第3項に規定する保険契約以外の保険契約については、第2号の規定を適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。
- 3 前二項の規定により積み立てられた責任準備金では、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、法第4条第2項第4号に掲げる書類を変更することにより、追加して普通責任準備金又は払戻積立金を積み立てなければならない。
- 4 損害保険会社は、第1項各号に掲げる額(同項第2号の2の危険準備金を除く。)を法第4条第2項第4号に掲げる書類に記載された方法に従い、かつ金融庁長官が定めるところにより計算し、自賠責保険契約等に係る責任準備金の額を法第4条第2項第4号に掲げる書類に記載された方法に従って計算するものとする。

5～6 (略)

※ 外国損害保険会社等については、第151条に同様の規定がある。

平成20年3月末より、実務基準第9条第2項第2号に規定されている確認を行うにあたっては、必要に応じて第三分野保険の負債十分性テストを保険計理人が実施し、そのテストの結果を反映させなければならないこととなっている。その具体的な内容は、以下のとおり平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号に定められている。

なお、負債十分性テストを行うべき保険契約の区分については、同告示の別表Ⅲに規定されており、具体的には、別途会社が実施する第三分野保険のストレステストの結果において、「危険発生率(一定の確率を97.7%として設定したもの)を基に、少なくとも10年間の将来給付額を算出したもの」が、「予定発生率を基に、少なくとも10年間の将来給付額を算出したもの」を上回る契約区分となっている。また、負債十分性テストの実施要領については、同告示別表Ⅳに規定されている。

保険業法施行規則第80条及び第158条の規定に基づき、金融庁長官が定める基準を定める件（平成12年金融監督庁 大蔵省告示第22号）

（定義）

第1条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第三分野保険 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第6条第1項第11号に規定する第三分野保険
- 二 負債十分性テスト 別表に掲げる基準により、将来の収支を想定し、責任準備金（保険料積立金に限る。ただし、特に必要と認められる場合は未経過保険料を含める。以下同じ。）の積立てを将来にわたって維持できるか確認すること。

（金融庁長官が定める基準）

第2条（前出；略）

（第三分野保険の責任準備金の健全性の確認）

第3条 第三分野保険について、法第121条第1項第1号(法第199条において準用す

る場合を含む。次条第1項において同じ。)に掲げる事項の確認をする場合は、別表に定めるところにより選出された契約区分に関して負債十分性テストを実施した上で、併せて認定基準による確認を行うものとする。

(負債十分性テストにより追加責任準備金が必要となった場合の認定基準による確認での取扱い)

第4条 負債十分性テストにより追加責任準備金を積み立てる必要があると認められた契約区分(過去において追加責任準備金を積み立てた契約区分を含む。以下「追加責準契約区分」という。)がある場合の認定基準による法第121条第1項第1号に掲げる事項の確認は、当該追加責準契約区分の発生率として負債十分性テストの実施期間については負債十分性テストで用いた危険発生率を使用するものとする。

2 前項の確認においては、当該追加責準契約区分に対する責任準備金の額に対応した資産の額から責任準備金の額を控除した額が、追加責準契約区分以外の責任準備金の積立て財源として充てられないものとする。

別表

I. 定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1. リスク 保険事故発生率が悪化する不確実性をいう。
2. 危険発生率 テスト実施期間の各年度において設定される、通常の予測の範囲でリスクをカバーする保険事故発生率をいう。
3. 基準日 負債十分性テストを行う事業年度末をいう。
4. 基準年度 負債十分性テストを行う基準日が含まれる事業年度をいう。
5. 将来給付額 保険金の将来の支出額の累計額をいう。
6. 算出方法書 法第4条第2項第4号、第187条第3項第4号又は第220条第3項第4号に掲げる書類のことをいう。
7. 予定発生率 算出方法書に記載された、保険事故の発生率のことをいう。
8. 十年国債利回り 基準日前の直近に発行された利付国庫債券(10年)の応募者利回り(保険業法第116条第2項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の

計算の基礎となるべき係数の水準(平成8年大蔵省告示第48号。以下「告示」という。)第4項に規定する応募者利回りをいう。9. において同じ。)をいう。

9. 二十年国債利回り 基準日前の直近に発行された利付国庫債券(20年)の応募者利回りをいう。
10. 第一号利差率 十年国債利回り及び二十年国債利回りの平均値から基準年度の翌事業年度期首における告示第5項に定める予定利率(同項の表一の第一号保険契約(以下単に「第一号保険契約」という)に適用されるものに限る。)を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。
11. 第二号利差率 十年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における告示第5項に定める予定利率(同項の表一の第二号保険契約(以下単に「第二号保険契約」という。)に適用されるものに限る。)を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。
12. 第三号利差率 十年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における告示第7項に定める予定利率を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。

II. 危険発生率の算出.

危険発生率の算出にあたっては、次に掲げる基準を満たさなければならない。

1. 危険発生率は保険事故発生率が変動することによる保険金の増加を一定の確率でカバーする保険事故発生率とし、テスト実施期間(少なくとも10年間行うものとし、保険期間の残存期間が1年間を超え10年間未満の場合は当該残存期間)の各年度において、過去の保険事故の実績の推移等から適切な保険数理の方法を用いて設定すること。この場合において、以下に留意することとする。
 - ①前事業年度までの保険事故発生の実績値を基礎として、保険契約年度を単位とし、かつ保険契約の経過年数別に保険事故が発生した年度に対応して算出すること。
 - ②原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに実施することとするが、給付事由及びリスク特性等の観点から同等の契約区分であれば、まとめて実施してよいこととする。なお、被保険者数が少なく統計的な取り扱いが困難な場合は、予定発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど保険数理上適切な手法を用いて算出することができる。
 - ③テスト実施期間の各年度の危険発生率は、前事業年度より小さい危険発生率とし

てはならない。

2. 危険発生率は一定の確率を97.7%として設定すること。

III. 負債十分性テストを行う保険契約の区分の選出

1. 負債十分性テストを行う保険契約(次の6に掲げる保険契約等を除く。)の区分は、次の①が②を上回る契約区分(危険発生率の算出において、複数の契約区分をまとめた場合は当該契約区分)とする。

①危険発生率を基に、少なくとも10年間の将来給付額を算出したもの。

②予定発生率を基に、少なくとも10年間の将来給付額を算出したもの。

2. 将来給付額の算出にあたっては、危険発生率以外の計算基礎については算出方法書に記載された責任準備金の計算基礎を使用する。

3. 将来給付額は、基礎率を同じくする契約区分単位で算出する。

4. 将来給付額は、予定発生率又は基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率に、基準日における保有契約高を基に算出方法書に記載された計算基礎を用いて算出されるテスト実施期間の各年度の保有契約高を乗じて算出するものとする。

5. 4の算出の際、基準日前6箇月を超えない期間において仮基準日を設け、当該仮基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率と当該仮基準日における保有契約高を利用して4の算出を行ってよい。この際、当該仮基準日から基準日までの間の保有契約高、保有契約高の構成等が変化している場合には、必要に応じて補正を行うものとする。

6. 次に掲げる保険契約等は、負債十分性テストの対象外とする。

①保険期間が1年以下の保険契約(当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。)

②規則第212条第1項第5号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約

③保険事故発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であって、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い保険給付

IV. 負債十分性テストの実施要領

負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な保険数理の方法を用いて実施するものとする。実績値を用いることが規定されているものを規定どおり用いることが適切でないことが明らかな場合は、必要な補正を行うものとする。

1. 負債十分性テストを行う期間は、少なくとも10年間とする。
2. 新契約高は、見込まないものとする。
3. 事業費は、新規契約締結に係る事業費を控除した基準年度の事業費を基に保有契約の状況を反映したものとする。
4. 保険事故発生率は、危険発生率とする。
5. 死亡率は、基準年度又は基準年度を含む過去3年間の死亡率の平均とする。ただし、実績データが少なく統計的な取り扱いが困難な場合は、予定死亡率の算出に用いたデータ等を被保険者集団の特性や生存保障性を考慮した補正を行った上で、使用することができる。
6. 金利は、少なくとも次に掲げる金利シナリオを含まなければならないものとする。
 - ①十年国債利回り(第一号保険契約(第二号保険契約のうち告示第6項の規定を適用した保険契約を含む。))にあつては、十年国債利回り及び二十年国債利回りの平均値。②において同じ。)を基準年度の金利とし、翌事業年度から5年間にわたり、毎事業年度期首に、第三号利差率(第一号保険契約(第二号保険契約のうち告示第6項の規定を適用した保険契約を含む。))にあつては第一号利差率、第二号保険契約(告示第6項の規定を適用した保険契約を除く。))にあつては第二号利差率。②において同じ。)を5で除した割合ずつ低下し、以降は一定で推移させたもの
 - ②十年国債利回りを基準年度の金利とし、翌事業年度期首に第三号利差率を2で除した割合低下し、以降は一定で推移させたもの
7. 保険契約継続率は、基準年度の保険契約継続率又は基準年度を含む過去3年間の保険契約継続率の平均とする。
8. 資産配分及び資産構成は、基準年度の資産配分及び資産構成をもとに合理的に設定したものとする。
9. 将来の株式、不動産の価格又は為替レートの変動による損益は、考慮しないものとする。
10. 配当率は、基準年度の配当率とする。

11. 負債十分性テストを行った結果、当該テスト期間中の事業年度末に必要な責任準備金の額に対応した資産の額の不足額が生じた場合は、基準年度の責任準備金が不足しているものと判断し、当該不足額の割引現在価値の最大値となるものを基準年度において追加して責任準備金を積立てる必要があることを、意見書に記載しなければならない。

以上の責任準備金の適正性ならびに水準の確認を行った内容およびその結果等を意見書ならびに附属報告書に記載しなければならない事項は、実務基準において次のように定められている。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第36条(責任準備金に関する事項)

1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 意見書の対象となる保険契約
- ② 基準年度の責任準備金が、規則第70条に規定するところにより、適正に積み立てられているかどうかの確認結果、および1号収支分析などの結果に対する意見
- ③ 対応策を講じることが必要な場合のその対応策
- ④ 規則第70条第2項第4号の規定により標準責任準備金を積み立てないこととした保険契約については、基準日における責任準備金と標準責任準備金との差額

2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。

① 概要

確認の対象範囲 確認方法 基準年度の責任準備金の額 基準年度の特記事項
確認結果 考察

② 第三分野保険に係る負債十分性テストに関する事項

イ. 確認方法と使用データ

テスト実施期間 契約区分 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータ
とその理由 確認に用いた仮定

ロ. シナリオ設定とその前提

設定シナリオの内容 シナリオ設定における前提

ハ. 確認結果と考察

③ 責任準備金の適正性および水準の確認に関する事項

イ. 確認方法と使用データ

確認方法 分析期間 実施区分とその理由 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 実務基準に準拠しない場合はその内容と理由 その他確認の基礎とした事項

ロ. シナリオ設定とその前提

設定シナリオの内容 シナリオ設定における前提

ハ. 確認結果と考察

※ 「生命保険会社の保険計理人の実務基準」第41条(法第121条第1項第1号に関する意見書の記載)においても、ほぼ同じ内容が規定されている。

(2) 契約者配当に関する確認

前述のとおり、保険業法第121条第1項第2号でいう契約者配当の分配が公正かつ衡平に行われているかを確認するための基準として、同施行規則第80条第2号に「契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が第30条の2または第62条に規定するところにより適正に行われていること」となっている。なお、同第30条の2および第62条は、それぞれ相互会社における剰余金の分配および株式会社における契約者配当の計算方法について規定しており、実質的には同じ内容が規定されているため、以下に第62条のみを掲げる。

保険業法施行規則

(契約者配当の計算方法)

第62条 保険会社である株式会社が契約者配当を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

- 一 保険契約者が支払った保険料及び保険料として收受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法

二 契約者配当の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法

三 契約者配当の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法

四 その他前3号に掲げる方法に準ずる方法

※ 外国損害保険会社については、第160条で準用している。

契約者配当に関して損保計理人が行うべき確認の内容については、実務基準に次のように定められている。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第20条(確認の内容)

1. 保険計理人は、法第121条第1項第2号の規定に基づき、契約者配当が公正かつ衡平に行われていることを確認しなければならない。
2. 前項に定められた確認を行うため、規則第80条の規定に基づき、契約者配当が規則第62条に規定するところにより適正に行われていることを確認しなければならない。

第21条(確認の手続き)

前条の確認は、次の各号のとおり行わなければならない。なお、この確認手続きは、積立保険の利差配当など、法令等およびこれを踏まえて定められた基礎書類(法第4条第2項各号に掲げる書類をいう。以下同じ。)の規定等に従って契約者配当の算出および保険契約者への分配が行われているときのものを示している。この確認手続きによることが適当でないと保険計理人が判断する場合は、法令等およびこの基準の趣旨を考慮し、妥当な方法により、前条の確認を行うものとする。

- ① 契約者配当の算出の基礎となる運用成果が、基礎書類の規定に従って適正に把握されていること。
- ② 運用成果の保険契約者別配分が、予定利率、保険料払込方法および保険期間などの違いに応じて、合理的かつ継続的に行われ、契約者配当利回り等に適切に反映されていること。

- ③ 契約者配当の算出の基礎となる諸数値が、基礎書類に定められた計数、および前号で確認した契約者配当利回り等と一致していること。

なお、契約者配当の算出および保険契約者への分配の方法が、基礎書類に記載されており、その内容に従って契約者配当を行っているという実態を踏まえて、実務基準第21条ではこのような形式の契約者配当を行う保険契約に絞って、その確認の手続きを規定している。したがって、この形式に合致しない契約者配当を行う保険契約については、保険計理人の判断により別途妥当な方法によって確認を行わなければならない。

契約者配当に関する確認を行った内容およびその結果等を意見書ならびに附属報告書に記載しなければならない事項は、実務基準において次のように定められている。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第37条(契約者配当に関する事項)

1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 意見書の対象となる保険契約
- ② 基準年度の契約者配当が、規則第62条に規定するところにより、適正に行われていることの確認結果および意見
- ③ 契約者配当の額の算出が公正かつ衡平に行われていないと判断する場合は、その内容、影響および判断理由

2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。

① 概要

確認の対象範囲 確認方法 配当方式と水準 基準年度の特記事項

確認結果 考察

② 確認方法と使用データ

確認方法 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 実務基準に準拠しない場合はその内容と理由 その他確認の基礎とした事項

③ 確認結果と考察

(3) 財産の状況に関する確認

前述のとおり、保険業法第121条第1項第3号および同施行規則第79条の2第1号では財産の状況に関する事項として同施行規則第79条の2第1号イ及びロに掲げるものを確認することとなっている。このうち、同施行規則第79条の2第1号イでいう、将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうかを確認するための基準として、同法施行規則第80条第3号に「将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算定される額が、当該将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額に照らして、保険業の継続の観点から適正な水準に満たないと見込まれること」となっている。また、同施行規則第79条の2第1号ロでいう、保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうかを確認するための基準として、同法施行規則第80条第4号に「保険金等の支払能力の充実の状況について、法第130条並びに規則第86条及び第87条の規定に照らして適正であること」となっている。

保険業法

(健全性の基準)

第130条 内閣総理大臣は、保険会社又は保険会社及びその子会社等に係る次に掲げる額を用いて、保険会社の経営の健全性を判断するための基準として保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準を定めることができる。

- 一 資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額の合計額
- 二 引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であって通常の見積りを超えるものに対応する額として内閣府令で定めるところにより計算した額

財産の状況に関して損保計理人が行うべき確認の内容については、実務基

準に次のように定められている。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第24条(確認の内容)

1. 保険計理人は、規則第79条の2第1号の規定に基づき、財産の状況に関して、次の各号に掲げる事項を確認しなければならない。
 - ① 事業継続に関する確認
将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。
 - ② ソルベンシーに関する確認
保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。
2. 前項第1号に定められた確認を行うため、次条に定める手続きにより、将来の時点における実質純資産の額(次の各号の合計額とする。以下同じ。)として合理的な予測に基づき算定される額が、保険業の継続の観点から適正な水準を満たしていることを確認しなければならない。
 - ① 資産(法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項に定める貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額)から負債(同項に定める貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として金融庁長官及び財務大臣が定めるところにより計算した金額)を控除した額
 - ② 負債性資本調達手段等の額(告示(平成8年大蔵省告示第50号をいう。以下、この章において同じ。)第1条第4項第5号に掲げる額をいう。)
 - ③ 外国保険会社等にあつては、法第190条第3項に定める契約金額および告示第1条第4項第4号に定める持込資本金等の額(第1号に含まれないものに限る。)
3. 第1項第2号に定められた確認を行うため、規則第80条の規定に基づき、保険金等の支払能力の充実の状況について、法第130条ならびに規則第86条および第87条の規定に照らして適正であることを確認しなければならない。

第25条(事業継続に関する確認の手続き)

1. 前条第2項の確認は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額の合計額が、第3号に掲げる額を下回らないことを確認することにより行うものとする。
 - ① 基準日の実質純資産の額

② 基準年度の翌年度の収支の額

③ リスク相当額

2. 前項第1号の基準日の実質純資産の額の計算にあたっては、前条第2項第2号の額は、基準年度の翌年度末における額として計算するものとし、同項第2号の額（告示第1条第6項に定める特定負債性資本調達手段を除く。）と同項第3号の額の合計額は、前項第3号の額を上回らないものとする。

3. 第1項第2号の基準年度の翌年度の収支の額は、次条のとおり予測するものとする。

4. 第1項第3号のリスク相当額は、基準日における次の各号に掲げる額を、告示別表第18の算式を準用して合計した額とする。

① 規則第87条第1号に定める保険リスクに対応する額

② 規則第87条第3号に定める資産運用リスクに対応する額

5. 保険計理人は、保険契約や資産等の特性により、前4項に定める方法により、前条の確認を行うことが適当でないと判断する場合は、この方法によらず、他の合理的で客観性のある方法に基づき、予測することができるが、その場合は、その旨を意見書に記載するとともに、その方法が正当であることを、附属報告書に示さなければならない。

第26条(基準年度の翌年度の収支の額)

1. 前条第1項第2号の基準年度の翌年度の収支の額は、原則として、基準年度の修正経常損益(次項に定める額をいう。以下同じ。)または基準年度を含む過去3年間の修正経常損益の平均値に、必要に応じてトレンド等を合理的に織り込んで予測した額から、剰余金の処分として支出する額(規則第86条第1項第1号において純資産の部の合計額から控除する剰余金の処分として支出する金額をいう。)を控除した額とする。

2. 修正経常損益は、経常損益から、次の各号に掲げる額を控除した額とする。

① 売買目的有価証券運用益、有価証券売却益、有価証券償還益、金融派生商品収益、為替差益(資産運用損益に関するものに限る。)および貸倒引当金戻入額の合計額から、売買目的有価証券運用損、有価証券売却損、有価証券評価損、有価証券償還損、金融派生商品費用、為替差損(資産運用損益に関するものに限る。)、貸倒引当金繰入額および貸倒損失の合計額を控除した額

- ② 異常危険準備金(地震に関する法律施行規則第7条第1項に定める危険準備金を含む。)および危険準備金にかかる責任準備金戻入額から責任準備金繰入額を控除した額
- ③ その他基準年度の翌年度の収支の額を予測するにあたって、控除することが適当と考えられる損益の額(収益から損失を控除した額とする。)

3. 前項第3号の損益は、次の各号に掲げるもののうち、保険計理人が必要と判断したものとする。

- ① 自然災害、大口損害等、前条第1項第3号の基準年度の翌年度のリスク相当額の計算において考慮されている通常の予測を超える危険に対応する損失
- ② 会計制度の変更、保険契約準備金の見積方法、前提の変更等、翌年度以降経常的に発生が見込まれない損益

第28条(ソルベンシーに関する確認の手続き)

1. 第24条第3項の確認は、次の各号を踏まえたうえで、ソルベンシー・マージン比率(平成11年金融監督庁・大蔵省告示第3号に定める算式により得られる比率をいう。以下同じ。)が、200%以上であることを確認することにより行うものとする。

- ① 法第130条第1号に掲げる額(ソルベンシー・マージン総額)が、規則第86条の規定に照らして適正であること
- ② 法第130条第2号に掲げる額(リスクの合計額)が、規則第87条の規定に照らして適正であること

2. 前項第1号の確認は、次の各号に掲げる額が、担当部門から報告された数値を誤謬なく参照して、規則第86条ならびに告示第1条、第1条の2および第1条の3に定めるところにより計算されていることを確認することにより行うものとする。

- ① 規則第86条第1項第1号に定める資本金又は基金等の額
- ② 同項第2号に定める価格変動準備金の額
- ③ 同項第3号に定める危険準備金の額
- ④ 同項第3号の2に定める異常危険準備金の額
- ⑤ 同項第4号に定める一般貸倒引当金の額
- ⑥ 同項第5号に定める額(その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益)
- ⑦ 同項第6号に定める額(土地の含み損益)
- ⑧ 告示第1条第4項第1号に定める保険料積立金等余剰部分

- ⑨ 同項第2号に定める配当準備金未割当部分
- ⑩ 同項第3号に定める税効果相当額
- ⑪ 同項第4号に定める持込資本金等
- ⑫ 同項第5号に定める負債性資本調達手段等
- ⑬ 同第1条の2に定める控除額(意図的保有の額)
- ⑭ 同第1条の3に定める控除額(未償却出再手数料の額)
- ⑮ 規則第86条第1項に定める繰延税金資産の不算入額

3. 第1項第2号の確認は、次の各号に掲げる額が、担当部門から報告された数値を誤謬なく参照して、規則第87条ならびに告示第2条および第3条に定めるところにより計算されていることを確認することにより行うものとする。

- ① 規則第87条第1号に定める保険リスクに対応する額
- ② 同条第1号の2に定める第三分野保険の保険リスクに対応する額
- ③ 同条第2号に定める予定利率リスクに対応する額
- ④ 同条第2号の2に定める最低保証リスクに対応する額
- ⑤ 同条第3号に定める資産運用リスクに対応する額
- ⑥ 同条第4号に定める経営管理リスクに対応する額
- ⑦ 告示第3条に定める額(リスクの合計額)

4. 第2項第8号の計算において、告示第1条第4項第1号ロ(3)に定める額は、原則として、事業継続基準不足相当額とする。

5. 前2項の確認を踏まえ、ソルベンシー・マージン比率が、200%未満である場合には、その旨を意見書に記載しなければならない。

6. 保険計理人は、ソルベンシーに関する確認において、その他保険数理に関する事項があれば、附属報告書に記載することができる。

なお、事業継続に関する確認を行った結果、事業継続困難となる場合の手続きについては、実務基準において次のように定められている。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第27条(事業継続困難となる場合の手続き)

1. 事業継続に関する確認において、第25条第1項第1号に掲げる額と同項第2号に

掲げる額の合計額が、同項第3号に掲げる額に不足する(この不足額を「事業継続基準不足相当額」という。以下同じ。)場合は、その旨を意見書に記載しなければならない。ただし、満期保有目的の債券および責任準備金対応債券の含み損を算入しないものとした場合に事業継続基準不足相当額が解消されるときは、流動性資産の確保を条件に事業継続困難とはならない旨を、併せて意見書に記載することができる。

2. 事業継続に関する確認の結果、事業継続基準不足相当額が発生した場合において、保険計理人は、次の各号に掲げる経営政策の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示すことができる。ただし、これらの経営政策の変更は、ただちに行われるものでなければならない。

- ① 保有・出再方針の見直し
- ② 資産運用方針(ポートフォリオ)の見直し
- ③ 一部または全部の保険商品の販売方針や引受基準の変更(売り止めを含む。)
- ④ 今後締結する保険契約の商品内容や価格の改定
- ⑤ 実現可能と判断できる事業費の抑制
- ⑥ 一部または全部の保険商品の契約者配当の引き下げ

3. 前項に従い、経営政策の変更により、事業継続基準不足相当額を解消できることを、意見書に示す場合、意見書には、具体的な経営政策の変更の内容を記載するとともに、附属報告書に、その経営政策の変更を実現することにより、事業継続基準不足相当額を解消できることを示さなければならない。また、翌事業年度の意見書に、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 経営政策の変更が実現されたかどうか。
- ② 経営政策の変更の一部または全部が実現されなかった場合、その原因は何か。
- ③ 経営政策の変更の一部または全部が実現されなかった場合、これらの経営政策の変更について、今後、どのように対応するか。

4. 保険計理人は、事業継続基準不足相当額について、その他必要なことがあれば、意見書または附属報告書に記載しなければならない。

財産の状況に関する確認を行った内容およびその結果等を意見書ならび

に附属報告書に記載しなければならない事項は、実務基準において次のように定められている。

第38条(財産の状況に関する事項)

1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 事業継続に関する確認の結果に対する意見
- ② 事業継続のために対応策を講じることが必要な場合のその対応策
- ③ ソルベンシーに関する確認の結果に対する意見

2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。

① 事業継続の確認に関する事項

イ. 概要

確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察

ロ. 確認方法と使用データ

確認方法 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 確認に用いた仮定 実務基準に準拠しない場合はその内容と理由 その他確認の基礎とした事項

ハ. 確認結果と考察

② ソルベンシーの確認に関する事項

イ. 概要

確認の対象範囲 確認方法 基準年度の特記事項 確認結果 考察

ロ. 確認方法と使用データ

ハ. 確認結果と考察

(4) IBNR備金に関する確認

前述のとおり、保険業法第121条第1項第3号および同施行規則第79条の2第2号でいう、自動車損害賠償責任保険および地震保険の保険契約を除くIBNR備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかを確認するための基準として、同法施行規則第80条第5号に「IBNR備金が第73条に規定するところにより適正に行われていること」となっている。施行規則第73条の規定を

以下に掲げる。なお、施行規則第79条の2第2号および第80条第5号ともに、「支払備金(第73条第1項第2号に掲げる金額に限る。)」という表現が用いられているが、これは「IBNR備金」のことである。

保険業法施行規則

(支払義務が発生したものに準ずる保険金等)

第72条 法第117条第1項に規定する内閣府令で定めるものは、保険金等であつて、保険会社が、毎決算期において、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認めるものとする。

(支払備金の積立て)

第73条 保険会社は、毎決算期において、次に掲げる金額を支払備金として積み立てなければならない。

- 一 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等(当該支払義務に係る訴訟が係属しているものを含む。)のうち、保険会社が毎決算期において、まだ支出として計上していないものがある場合は、当該支払のために必要な金額
- 二 前条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等について、その支払のために必要なものとして金融庁長官が定める金額

2～3 (略)

IBNR備金に関して損保計理人が行うべき確認の内容については、実務基準に次のように定められている。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第32条(確認の内容)

1. 保険計理人は、規則第79条の2第2号の規定に基づき、規則第76条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係るIBNR備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられていることを確認しなければならない。
2. 前項に定められた確認を行うため、規則第80条の規定に基づき、前項の保険契約に係るIBNR備金が、規則第73条に規定するところにより、適正に積み立てられて

いることを確認しなければならない。

第33条(確認の手続き)

保険計理人は、前条に定められた確認を行うため、次の各号に定める事項を確認しなければならない。

① データ選択の適切性

IBNR備金の見積りに用いるデータが、次に定める事項に留意して選択されていること。

- イ. データが可能な限り最新な状態であるかを含めて目的に適合していること。
- ロ. 観測期間や必要項目について妥当性および包括性を満たしていること。
- ハ. 前回の見積りに使用したデータとの整合性が保たれていること。
- ニ. 統計を攪乱させるおそれのあるデータの補整が可能であること。

② 見積り方法の適切性

IBNR備金の見積りに用いる方法が、次に定める事項を満たしていること。

- イ. 保険金支払等の特性や入手可能データ等を勘案し、データの同質性と統計的信頼性のバランスに留意した計算単位(告示(平成10年大蔵省告示第234号をいう。以下この章および第39条において同じ。)第2条第1項に定める計算単位をいう。以下この章および第39条において同じ。)の設定が行われていること。
- ロ. 見積り方法の選択が、告示第2条第2項および第3項の規定に従い適切に行われていること。同条第2項または第3項のただし書きを適用する場合は、合理的かつ妥当な理由によっていること。また、統計的な見積り方法により計算する場合には、見積り方法の選択が、チェーンラダー法、ボーンヒュッター・ファーガソン法等の統計的モデルの中から計算単位の特性や入手可能なデータ等に応じて行われていること。
- ハ. 統計的な見積り方法により計算する場合において、見積りの前提条件の選択が、モデルや実績データの分析を考慮したうえで、内的・外的な環境変化に留意して行われていること。また、その前提条件に従い、データや見積り結果が適切に修正されていること。

③ 前期のIBNR備金との整合性

見積り結果が、普通支払備金の積立額やその間のリスクの変化の状況等に照らし、基準年度の前期のIBNR備金と整合的であること。また、大きな差異がある場合

は、その要因が分析されていること。

④ その他保険計理人が重要と判断する事項

なお、IBNR備金の見積り方法については平成19年度から改正されており、一定のスクリーニングを行ったうえで、保険金等の支払いが長期間に及ぶ(ロングテール)もの、かつ全保険契約の中で重要性を持つと認められるものについては、統計的な手法を用いることが義務づけられている。その具体的基準および計算方法等については、平成10年大蔵省告示第234号に定められており、保険計理人は、IBNR備金がこの告示に定められた規定に従って見積もられていることを確認しなければならない。その際の具体的な確認手続きが、上記実務基準第33条に規定されている。

保険業法施行規則第73条第1項第2号の規定に基づき、支払備金として積み立てる金額を定める件(平成10年6月8日大蔵省告示第234号)

(損害保険の支払備金)

第2条 規則第73条第1項第2号に規定する金融庁長官が定める金額は、損害保険会社及び外国損害保険会社等(以下「損害保険会社等」という。)にあっては、保険種類ごと(規則第76条各号に掲げる保険契約を除く。)の引受けの区分別の単位(以下「計算単位」という。)ごとに区分し、次の各号の分類に応じて次項又は第3項に規定する計算方法により計算した金額とする。ただし、再保険のみの引受けを行う損害保険会社等にあっては、当該分類にかかわらず、次項による計算方法により計算した金額とする。

- 一 保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等の支払が長期間に及ぶと認められる計算単位
 - 二 前号の計算単位のうち、重要性がないと認められる計算単位
 - 三 第1号以外の計算単位
- 2 前項第1号に規定する計算単位(前項第2号に該当するものを除く。)にあっては、支払保険金及び規則第73条第1項第1号に掲げる金額(以下「普通支払備金」という。)等を基礎として、統計的な見積り方法により合理的に計算した金額とする。ただ

し、合理的かつ妥当な理由がある場合には、一般に公正妥当と認められる会計基準及び適正な保険数理に基づく他の方法により計算した金額とすることができる。

- 3 第1項第2号及び第3号に規定する計算単位にあつては、別表の算式により計算した金額とする。ただし、一般に公正妥当と認められる会計基準に照らし、合理的かつ妥当な理由がある場合には、前項と同様の方法により計算した金額とすることができる。

別表(第2条第3項関係) (略)

なお、IBNR備金を含めた支払備金の見積り方法に関する現行規定等については、「第6章 支払備金」を参照されたい。

IBNR備金に関する確認を行った内容およびその結果等を意見書ならびに附属報告書に記載しなければならない事項は、実務基準において次のように定められている。

損害保険会社の保険計理人の実務基準

第39条(IBNR備金に関する事項)

1. 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 意見書の対象となる保険契約
- ② 基準年度のIBNR備金が、規則第73条に規定するところにより、適正に積み立てられていることの確認結果および意見
- ③ 基準年度のIBNR備金が適正に積み立てられていないと判断する場合は、その内容、影響および判断理由

2. 附属報告書の記載内容は、次のとおりとする。

- ① 概要

確認の対象範囲 確認方法 基準年度のIBNR備金の額 基準年度の特記事項
確認結果 考察

- ② 確認方法と使用データ

確認方法 データ内容 データの提供者 入手不可能なデータとその理由 実務基準に準拠しない場合はその内容と理由 その他確認の基礎とした事項

- ③ 計算単位の分類(計算単位を告示第2条第1項各号に分類することをいう。)結果
- ④ 見積り方法等の概要
- ⑤ 確認結果と考察

11.4.6 損保計理人の関与業務

損保計理人が関与すべき事項のうち、法令上規定されているものについては、「(1)保険計理人の選任および関与事項」で説明済みであるが、その他監督指針においても、保険計理人が関与すべき事項あるいは関与のあり方等が記載されている。

a. 関与業務全般

保険会社向けの総合的な監督指針

Ⅱ-1-2-1-(8) 保険計理人

保険会社の財務の健全性を確保し維持していくためには、取締役会において選任された保険計理人が自らの役割を理解し当該保険会社の保険数理に関する事項について十分に関与することが必要となるが、その際の留意点は以下のとおり。

- ② 保険計理人は、保険料の算出方法等の保険数理に関する事項について、法令等に則り適切に関与しているか。また、そのために必要な情報について、関連する社内会議への出席等により各関連部門から適時適切に報告を受けるとともに、必要に応じて意見を述べる等保険計理人としての職務を十分に果たしているか。
- ⑤ 保険計理人は、法令で定められた保険数理事項に関して、保険契約者の衡平な取扱い及び財務の健全性等の観点から関与しているか。

b. 商品認可に関する関与事項

保険会社向けの総合的な監督指針

Ⅱ-2-5-2-(1) 商品開発に係る取締役の認識及び取締役会等の役割

- ⑥ 保険計理人は、保険料及び責任準備金の算出方法その他の保険数理に関する

事項について、関連する部門と連携を密にした上で、必要な場合には取締役会等に対して、問題点等を適確に報告しているか。

c. リスク管理に関する関与事項

保険会社向けの総合的な監督指針

Ⅱ-3-9-2-(1) リスク管理のための態勢整備

① 保険引受リスク管理部門は、

ア. 商品開発・改廃、保険事故の発生予測、金利・為替予測、リスク把握、出再保険の締結、責任準備金等及び支払備金の積立、保険商品の販売、保険契約の引受審査等を実施する関連部門での取引内容、分析結果等

イ. 保険計理人の意見書等

などを検討データとして有効に活用しているか。

[参考文献]

1. 鈴木讓一著『保険論』（損害保険事業研究所）
2. 鈴木辰紀編著『保険論』（成文堂）
3. 東京海上火災保険株式会社『損害保険実務講座』（有斐閣）
4. 財団法人生命保険文化研究所『生命保険新実務講座』（有斐閣）